

## 石川県公報

令和4年9月30日(金曜日)

号 外

(第76号)

## 目 次

公 告  
○人事行政の運営等の状況

(人 事 課) 1

## 公 告

## 人事行政の運営等の状況

石川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年石川県条例第8号)第6条の規定により、石川県の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表する。

令和4年9月30日

石川県知事 馳 浩

## 第1 人事行政の運営の状況

知事部局、教育委員会、警察本部などの各任命権者からの報告に基づき令和3年度の人事行政の運営の状況を公表します。一部、令和4年4月1日現在の状況を公表します。

## 1 職員数及び職員の任免に関する状況

本県では、より簡素で効率的・機動的な執行体制の構築を図る観点から定員管理に取り組んできたところであり、平成15年度から平成27年度までの間、様々な取組を行ってきた結果、累計約700人を削減し、知事部局職員数を約半世紀前(昭和38年)の水準以下にまでスリム化を図りました。

より質の高い県民本位の行政サービスの提供に向けて、今後とも、「行政経営プログラム2020」(令和2年3月策定)に基づき、業務のあり方を不断に見直すことにより、組織や事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、適正な定員管理を行います。

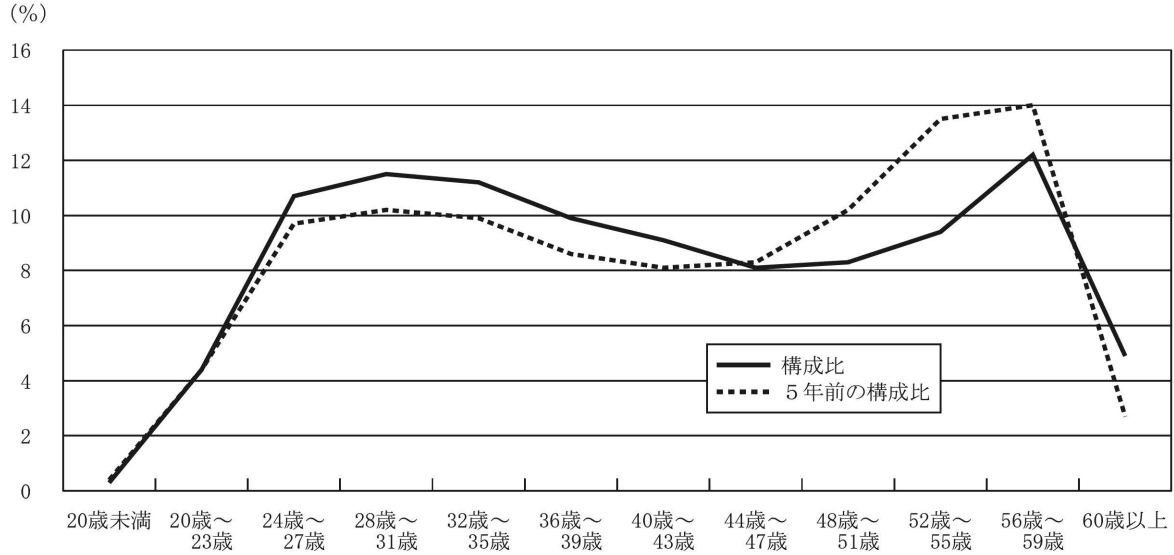
## (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和4年	令和3年		
一 般 行 政 部 門	総務・企画等	813 <sup>人</sup>	816 <sup>人</sup>	▲3 <sup>人</sup>	オリンピック・パラリンピック業務の終了等
	保健・福祉	728	710	18	感染症対策の強化、児童福祉司・児童心理司の増員等
	商工・労働	318	316	2	欠員補充等
	農水・土木	1,435	1,430	5	木場潟公園東園地整備等
	小 計	3,294 (0)	3,272 (8)	22 (▲8)	
特 別 行 政 部 門	教 育 部 門	9,362	9,460	▲98	学級数の減等
	警 察 部 門	2,333	2,330	3	欠員補充等
	小 計	11,695 (0)	11,790 (1)	▲95 (▲1)	
公 会 営 計 企 業 部 等 門	病 院	1,176	1,153	23	欠員補充等
	そ の 他	80	84	▲4	欠員不補充等
	小 計	1,256 (0)	1,237 (29)	19 (▲29)	
合 計		16,245 (0) [16,739]	16,299 (38) [16,737]	▲54 (▲38) [2]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、育児休業中の職員、派遣職員などを含み、臨時的任用職員又は非常勤職員は除いています。  
 2 ( ) 内は、会計年度任用職員(フルタイム)の職員数であり、外数です。  
 3 [ ] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 43	人 731	人 1,743	人 1,865	人 1,818	人 1,602	人 1,483	人 1,310	人 1,343	人 1,531	人 1,982	人 794	人 16,245
構成比	% 0.3	% 4.4	% 10.7	% 11.5	% 11.2	% 9.9	% 9.1	% 8.1	% 8.3	% 9.4	% 12.2	% 4.9	% 100.0

(3) 職員数の推移

(単位:人)

部門別 \ 年度	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,254	3,304	3,293	3,263	3,272	3,294	40 (1.2%)
教育	8,973	8,889	9,078	9,037	9,460	9,362	389 (4.3%)
警察	2,336	2,333	2,338	2,331	2,330	2,333	▲3 (▲0.1%)
普通会計計	14,563	14,526	14,709	14,631	15,062	14,989	426 (2.9%)
公営企業等会計計	1,219	1,234	1,238	1,245	1,237	1,256	37 (3.0%)
総合計	15,782	15,760	15,947	15,876	16,299	16,245	463 (2.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

(4) 職員の任免の状況

令和3年度における職員の任免の状況は、次のとおりです。

	知事部局等	教育委員会	警察本部
昇任	482 件	270 件	138 件
配置換	949	1,203	906
採用	264	748	96
退職	244	497	75
計	1,939	2,718	1,215

(注) 「知事部局等」には、知事部局、議会議務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び

海区漁業調整委員会事務局を含みます(以下同じ。)

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2第1項の規定に基づき、能力の実証に基づいた人事管理体制を確立し、公務の能率的な運営を図るため、職員の人事評価を行っています。

また、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価することを通じて配置換えや昇任等を行い、適材適所の人事配置を図っています。

3 職員の給与の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)では、職員の給与を決める際には、次の原則によることとされています。

- その職務と責任に応じたものとする
- 生計費を考慮すること
- 国や他の都道府県の職員とのつり合いがとれていること
- 民間企業に勤める人の給与とのつり合い、その他の事情を考慮すること

具体的には、県内民間企業の給与の実態や生計費などの調査に基づく人事委員会勧告を踏まえ、県議会の審議を経て条例で定めています。

(1) 人件費の状況(普通会計決算見込)

区 分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和3年度	1,110,067	656,268,198	1,822,463	130,372,088	19.9	21.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算見込)

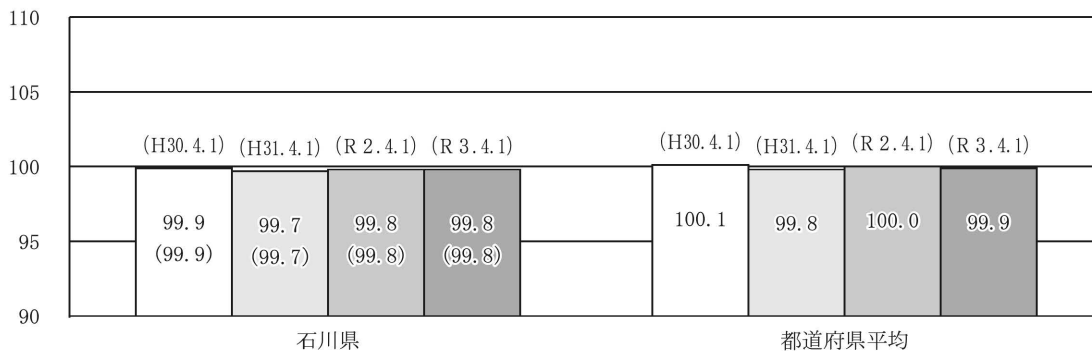
区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人 当たり給与費 B/A	(参考) 令和2年度の都道府県 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和3年度	14,541	58,878,185	10,153,467	23,227,888	92,259,540	6,345	6,626

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含んでいません。

3 給与費については、任期付短時間職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出)。

## (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

- 一般職の給与については、給与制度の総合的見直しを次のとおり実施（平成27年4月1日から実施）
- ・行政職については給料表の水準を平均2%引き下げるとともに、40歳台や50歳台前半層の昇給機会の確保の観点から5級及び6級について8号給の増設
  - ・行政職給料表以外の給料表（医療職給料表（一）を除く。）についても、所要の改定
  - ・再任用職員の給料月額については、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定
  - ・経過措置（現給保障）平成27年4月1日～平成30年3月31日
  - ・地域手当は、県内の支給地域である金沢市及び内灘町について、級地区分は6級地から7級地としたが、支給割合は変更なし。
  - ・給料等の1.5%の減額支給措置の廃止（平成30年3月31日）
  - ・管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施

## (5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

## ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
石 川 県	42.2 歳	334,455 円	402,153 円	362,876 円

## イ 技能労務職

区 分	平均年齢	職 員 数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
石 川 県	55.1 歳	141 人	303,665 円	335,575 円	316,056 円
うち 用 務 員	60.4	6	287,217	304,773	291,919
うち自動車運転手	55.4	61	318,234	358,051	331,830
うち 守 衛	*	1	*	*	*
うち学校給食員	53.2	4	329,650	344,690	338,540

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人の場合は「アスタリスク（\*）」としています。

## ウ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石 川 県	44.8 歳	367,117 円	410,761 円

## エ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石 川 県	41.5 歳	346,511 円	381,329 円

## オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
石 川 県	37.3 歳	311,983 円	422,952 円	342,379 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。



(6) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	石 川 県	国	
一 般 行 政 職	大 学 卒	182,600 <sup>円</sup>	182,200 <sup>円</sup>
	高 校 卒	151,000	150,600
技 能 労 務 職	高 校 卒	148,300	—
	中 学 卒	132,600	—
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	204,500	—
	高 校 卒	160,400	—
小・中 学 校 教 育 職	大 学 卒	204,500	—
	高 校 卒	160,400	—
警 察 職	大 学 卒	209,100	208,600
	高 校 卒	173,800	173,400

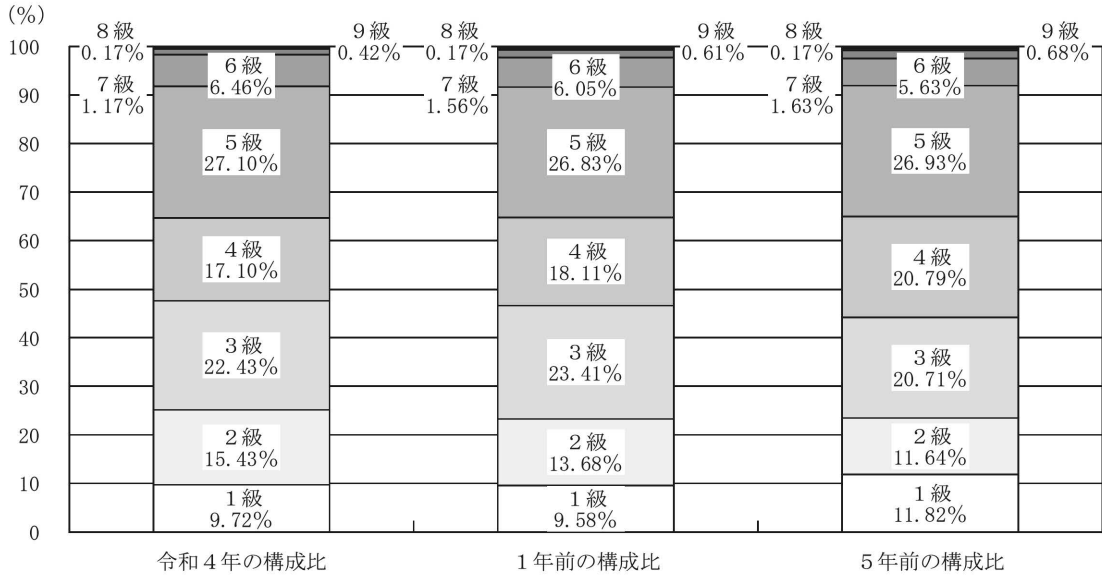
(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和4年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	267,781 <sup>円</sup>	366,236 <sup>円</sup>	383,171 <sup>円</sup>	394,571 <sup>円</sup>
	高校卒	217,008	306,094	355,867	380,417
技能労務職	高校卒	200,800	— (該当者なし)	307,150	318,133
	中学卒	— (該当者なし)	— (該当者なし)	— (該当者なし)	— (該当者なし)
高等学校教育職	大学卒	317,857	397,069	420,500	436,483
	高校卒	— (該当者なし)	— (該当者なし)	— (該当者なし)	— (該当者なし)
小・中学校教育職	大学卒	316,313	391,136	414,821	424,151
	高校卒	— (該当者なし)	— (該当者なし)	— (該当者なし)	— (該当者なし)
警察職	大学卒	276,738	393,615	410,707	419,070
	高校卒	253,439	352,300	392,250	412,433

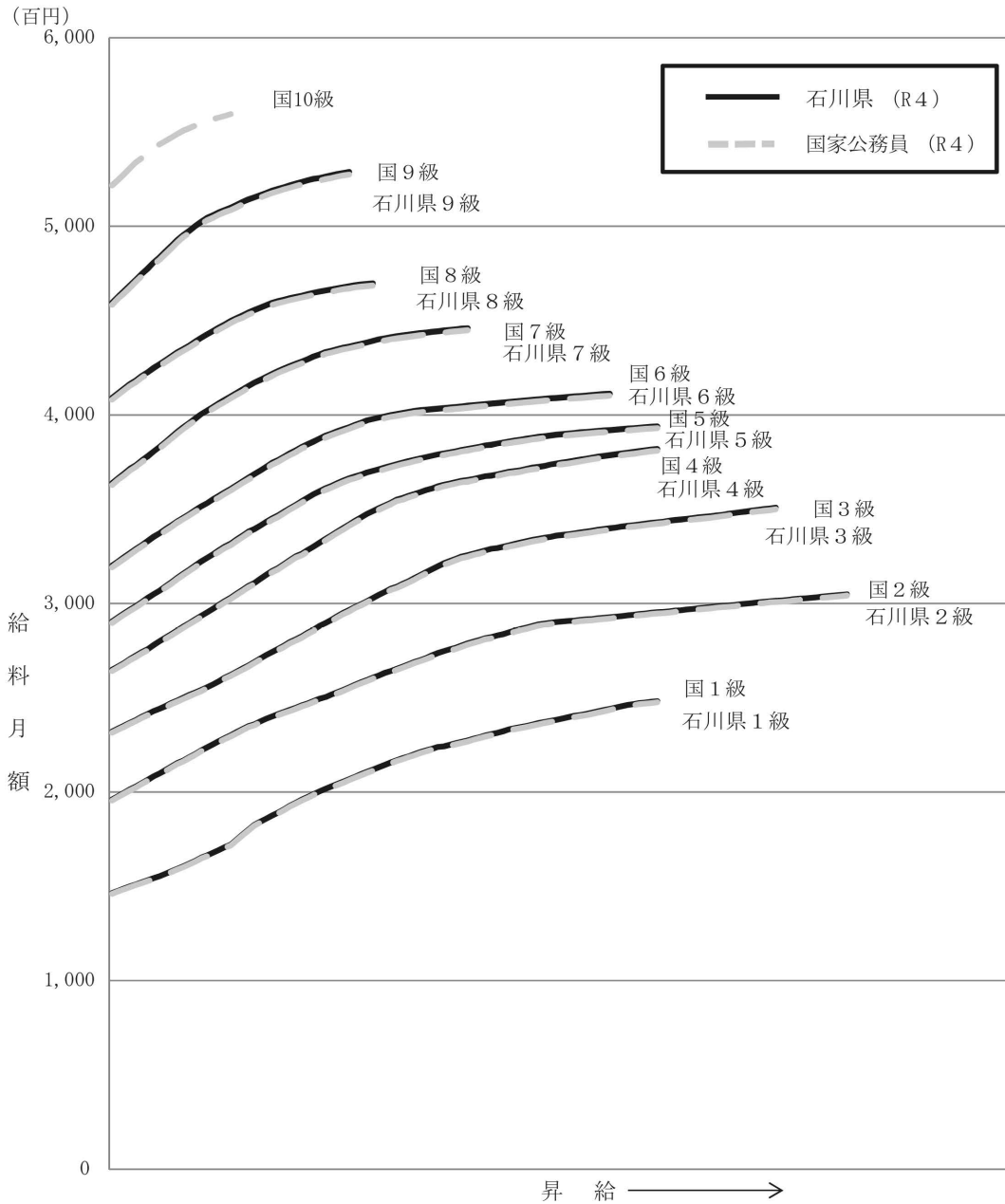
(8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和4年4月1日現在)

職務の級	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	本庁の部長又は局長	15 <sup>人</sup>	0.42%	459,500 <sup>円</sup>	528,800 <sup>円</sup>
8級	困難な業務を行う本庁の部次長又は局次長	6	0.17	409,100	469,700
7級	本庁の部次長又は局次長、本庁の困難な業務を行う課長	42	1.17	363,800	446,000
6級	本庁の課長又は担当課長	232	6.46	320,000	411,200
5級	課参事、課長補佐、困難な業務を行う主幹	973	27.10	290,400	393,900
4級	主幹、困難な業務を行う専門員又は主査	614	17.10	264,800	381,900
3級	専門員又は主査、主任主事又は主任技師	805	22.43	232,100	350,800
2級	主事・技師	554	15.43	196,000	304,900
1級	主事・技師	349	9.72	146,500	248,200

- (注) 1 石川県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 基準となる職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(9) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和4年4月1日現在)



(10) 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日までにおける運用	管 理 職 員		一 般 職 員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	\		\	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(11) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

石 川 県		国	
1人当たり平均支給額(令和3年度)	1,621千円	-	
(令和3年度支給割合)		(令和3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55月分	1.90月分	2.55月分	1.90月分
(1.45)月分	(0.90)月分	(1.45)月分	(0.90)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
・管理職加算 15~25%		・管理職加算 10~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和3年度中における運用	管 理 職 員		一 般 職 員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	\		\	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

イ 退職手当(令和4年4月1日現在)

石 川 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額	3,853千円	22,119千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

## ウ 地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算見込)		1,071,799 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算見込)		131,043 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区	20 %	28 人	20 %
大阪市	16	6	16
名古屋市	15	0	15
金沢市	3	8,204	3
内灘町	3	210	3
医師及び歯科医師	16	167	16
上記以外の市町	0	7,627	0
平均支給率	1.76	—	1.76
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)		99.8 (99.8)	

(注) 「国の制度 (支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

## エ 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算見込)		671,438 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算見込)		120,980 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和3年度見込)		40.6 %		
手当の種類 (手当数)		41		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度 決算見込)	左記職員に対する 支給単価
県税事務手当	県税の賦課、徴収業務に従事する職員	主として県税の賦課及び徴収等	16,541千円	日額 800円 (管理職手当受給者 日額 220円)
消防訓練業務手当	消防学校に勤務する職員	消防訓練業務 (実技訓練に限る。)	378千円	日額 550円
社会福祉業務手当	保健福祉センター、こころの健康センターの社会福祉業務の現業従事者等	社会福祉業務の現業等	16,874千円	月額 9,800円 (医療職給料表(三)適用者 月額 4,900円) (随時補助する職員 日額 300円)
	児童相談所に勤務する児童福祉司、児童心理司、保健師等	児童の一時保護業務等		月額 20,000円 (随時補助する職員 日額 300円)
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師	家畜保健衛生業務	5,176千円	月額 20,000円 (管理職手当受給者 月額 12,000円)
	家畜保健衛生所等に勤務する職員	種雄牛・豚の精液採取等のため、種雄牛・豚を御する作業		日額 230円
		感染症予防法に規定する感染症患者等の救護、看護等の作業、付着物の処理作業		日額 300円
		HIV又はC型肝炎ウイルス感染症患者等への注射、抜歯等の作業 (県営病院勤務者に限る。)		日額 230円

感染症防疫等作業手当	対象業務に従事する職員	口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザのまん延防止のために行う家畜のと殺、死体の焼却、埋却、畜舎等の消毒作業	13,382千円	日額 380円 (口蹄疫まん延防止のために行う牛のと殺、豚熱まん延防止のために行う豚のと殺 日額 760円)
		豚熱のまん延防止のために行う野生イノシシの死体の運搬、埋却、捕獲現場等の消毒作業		日額 290円
		狂犬病予防法等に規定する抑留、捕獲、咬こう傷犬の診断、引取り処分の作業		日額 300円 (捕獲作業は800円)
		新型コロナウイルス感染症患者等に接して行う診療、救護、看護、検査、搬送、調査、病原体付着物件等の処理作業等		日額 3,000円 (患者等の身体に接触する作業又は患者等に長時間接する作業は4,000円)
衛生検査業務等手当	保健所、病院、保健環境センター等に勤務する臨床検査技師又は衛生検査技師	専ら臨床検査業務又は衛生検査業務	1,127千円	月額 7,000円
	病院に勤務し、臨床検査業務又は衛生検査業務に従事する職員	死体解剖の補助作業		1体 3,500円
	保健所に勤務する保健師	H I V抗体検査の採血業務		日額 230円
機能訓練業務手当	中央病院又はリハビリテーションセンターに勤務する理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師等	機能訓練業務		月額 7,000円 (あん摩マッサージ指圧師 月額 5,000円)
放射線業務手当	病院、保健所等に勤務する診療放射線技師及び診療エックス線技師等	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	114千円	月額 給料の8/100 (管理職手当受給者 5/100) (保健所等職員 日額 1,400円)
	工業試験場に勤務する職員	エックス線照射による試験研究業務		日額 230円
診療業務手当	本庁健康福祉部、病院、保健所、リハビリテーションセンター等に勤務する医師、歯科医師	診療又は医学的判定事務	13,310千円	月額 50,000円～70,000円
結核患者等接触業務手当	病院、保健所等に勤務する職員	結核患者の診療、看護、病原菌検査等結核患者又は結核菌に接触する業務	25千円	看護師 日額 220円 医師等 日額 180円
夜間看護等業務手当	病院に勤務する看護師等	深夜(午後10時後翌日午前5時前)業務		深夜の勤務時間により1回 2,150円～7,300円
分べん業務手当	病院に勤務する医師	分べん業務	620千円	1回 10,000円
精神保健福祉活動業務手当	保健所等に勤務する職員	精神障害者の鑑定の立会い又は護送の業務	108千円	日額 300円
	保健所に勤務する保健師等	在宅精神病患者の訪問指導		日額 230円
有毒薬物等取扱作業手当	農林総合研究センター、県営病院等に勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物又は劇物を使用して行う化学的試験研究、病害虫防除、滅菌又は調剤の作業等	1,377千円	日額 230円

職業訓練業務手当	産業技術専門学校又は障害者職業能力開発校に勤務する職員	職業訓練業務及び随時補助	10,790千円	月額 給料の10/100 (管理職手当受給者 4/100) (随時補助する職員 月額 230円)
潜水作業手当	水産総合センター等に勤務する職員又は警察職員	潜水作業	1千円	潜水深度により 1時間 310円～1,500円
漁労指導等作業手当	漁業調査指導船、漁業取締船又は警察警備艇に乗船する職員	漁労若しくはその指導、漁業取締り又は海上警備等の作業	591千円	月額 300円
用地取得等交渉業務手当	用地取得の業務に従事する職員	土地の取得等に係る現地における交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る現地における交渉(土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。)の業務で知事が定めるもの	1,968千円	月額 1,000円 (深夜 1,500円)
特殊現場作業手当	土木部、農林水産部、消防保安課等に勤務する職員	地上又は水上5m以上の足場の不安定な箇所、40度以上の急傾斜で高低差10m以上の箇所等の特殊現場における調査、測量等の作業、トンネルの坑内でトンネル掘り作業に関する調査、測量、監督又は検査の作業、工事現場において爆発物を取り扱う作業、土砂の崩落、雪崩若しくは落石の危険が現存する箇所又は防護措置をしてもなおそのおそれのある箇所における測量、調査、監督又は検査の作業、交通を遮断することなく行う道路の測量、調査、監督、検査又は維持補修作業、火薬類や高圧ガスの製造施設又は火薬庫の保安検査、立入検査等の作業、ダム本体内で行う点検作業、ダム湖の水面上で行う流木等の除去作業又は堆積土砂等の調査作業等、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法において行う除雪作業で、除雪車による除雪作業及び午後5時後翌日午前6時前における作業、暴風雪、大雪警報発令下での排雪等の作業、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれのある公共土木施設における巡回監視、応急作業等	2,679千円	月額 200円～1,080円
特殊現場作業手当 (技能労務職員)	水産総合センターに勤務する技能労務職員	内水面増殖作業(水中において行う淡水魚の選別又は取揚げ、採卵等の作業)(10月1日から3月31日までの期間に限る。)	—	月額 300円
港湾管理等業務手当	港湾事務所又は土木総合事務所に勤務する職員	船舶に乗り込み行う、港湾の区域内的の管理又は監督の業務	51千円	月額 230円
航空業務手当	航空機に搭乗する職員	操縦業務、捜索救難、災害発生状況等の調査等	3,473千円	搭乗1時間 1,900円～5,100円
捜査等作業手当	警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	38,532千円	月額 560円

犯罪鑑識業務手当	警察職員	指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学等の知識を利用する犯罪鑑識作業	1,666千円	犯罪現場に臨場しての作業 日額 560円 その他 日額 280円
交通捜査取締業務手当	警察職員	道路上における交通事件事故の捜査、交通取締り等の作業	13,536千円	日額 250円～1,260円
遭難救助等作業手当	警察職員	災害対策本部、石油コンビナート等現地防災本部が設置され、又は災害救助法が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害が発生した場合における遭難者等の捜索救助等の作業	121千円	業務内容により 日額 640円～1,680円
遭難救助等作業手当 (東日本大震災等に対処するための特例)	警察職員	東京電力福島第一原子力発電所及び特定原子力事業所周辺での作業	—	業務内容により 日額 660円～40,000円
		遭難救助等作業手当の一部加算		業務内容により 日額 840円～1,680円
看守業務手当	警察職員	留置施設又は保護室等における収容者の看守業務、被疑者等の護送作業	5,648千円	日額 270円
死体取扱作業手当	警察職員	人の死体の検視又は見分等の作業	23,842千円	1体 1,600円又は3,200円
		人の死体の解剖の補助又は立会作業		1体 3,200円
警ら業務手当	警察職員	警ら又は巡回連絡等の作業	48,157千円	無線警ら車による警ら 日額 420円 その他 日額 340円
夜間特殊業務手当	交替制勤務を行う警察職員	深夜(午後10時後翌日午前5時前)において行う警ら等の業務	77,306千円	勤務時間により 勤務1回 410円～1,100円
爆発物等処理作業手当	警察職員	爆発物、特殊危険物質等に対して行う識別、認定作業、搬送解体作業等	26千円	処理1件あたり 5,200円 特殊危険物質による被害の危険区域内作業 日額 250円
核原料物質輸送警備業務手当	警察職員	核原料物質を輸送する車両等に追従し、又は先導して行う輸送警備業務	—	日額 640円
緊急呼出捜査等業務手当	警部以下の警察官又は警察官以外の警察職員	突発的に発生した捜査業務、交通取締業務等に従事するため、正規の勤務時間に引き続かない時間に、緊急の呼出しを受けて勤務することを命ぜられた場合で、従事した時間帯の一部又は全部が午後9時後翌日午前5時前の間であるとき	1,441千円	1回 1,240円
国外犯罪捜査情報収集業務手当	警察職員	犯罪捜査のため、日本国外の著しく危険な地域において行う情報収集業務	—	日額 1,100円
身辺警衛等業務手当	警察職員	天皇若しくは皇族の身辺警衛又は内閣総理大臣、国賓等の身辺警護の業務	119千円	日額 640円又は1,150円
銃器犯罪捜査等業務手当	警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行われる犯人逮捕等の業務	—	業務内容により 日額 820円～1,640円

多学年学級担当手当	教育職員	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当し、当該学級の授業又は指導に従事	2,023千円	3以上の学年編成の授業又は指導 日額 350円 2の学年編成の授業又は指導 日額 290円
特殊授業手当	全日制課程若しくは昼間制の定時制課程の勤務を本務とする教育職員が夜間制の定時制課程の勤務を行う場合又は夜間制の定時制課程の勤務を本務とする教育職員が全日制課程若しくは昼間制の定時制課程の勤務を行う場合		59千円	1時間 1,000円
教員特殊業務手当	教育職給料表(一)又は(二)の適用を受ける教育職員のうち、その属する職務の級が3級、2級又は1級である者	学校の管理下において行う非常災害時における児童又は生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務等	287,108千円	日額 7,500円又は8,000円
		修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		日額 5,100円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの		日額 5,100円
		学校の管理下において行う部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は正規の勤務時間が4時間以内の日に行うもの		日額 2,700円
教育業務連絡指導手当	教育職員のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が定める業務に従事する職員及びこれらの職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会が定める職員		83,269千円	日額 200円

## オ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算見込)	2,260,183千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算見込)	392千円
支給実績(令和2年度決算)	2,221,672千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	390千円

## カ その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度) 決算見込	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和3年度) 決算見込
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 (行政職給料表9級職員等については、配偶者、父母等支給なし) ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人5,000円加算	同じ		1,311,111千円	251,508円



住居手当	<p>○借家等居住者                  ・家賃が月額22,000円以下の場合                  家賃-10,000円                  ・家賃が月額22,000円超の場合                  (家賃-22,000円)  <math>\times 1/2 + 12,000</math>円                  (最高支給限度額                  28,000円)</p>	異なる	<p>○借家等居住者                  ・家賃が月額23,000円以下の場合                  家賃-12,000円                  ・家賃が月額23,000円超の場合                  (家賃-23,000円)  <math>\times 1/2 + 11,000</math>円                  (最高支給限度額                  27,000円)</p>	904,992千円	322,061円
通勤手当	<p>○交通機関を利用し運賃等を負担している職員                  ア 1箇月当たりの支給額                  (最高支給限度額60,000円)                  ・運賃相当額が60,000円以内                  全額支給                  ・運賃相当額が60,000円超                  60,000円                  イ 支給方法                  支給単位期間に応じ支給単位期間の最初の月の給料支給日に一括して支給                  (支給単位期間)                  ・定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合:                  定期券の最長通用期間(6箇月限度)に相当する期間                  ・回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合: 1箇月間                  ○交通用具等を使用している職員                  距離に応じて支給                  1箇月                  2,200円~51,100円</p>	異なる	<p>○交通機関を利用し運賃等を負担している職員                  ア 1箇月当たりの支給額                  (最高支給限度額55,000円)                  ・運賃相当額が55,000円以内                  全額支給                  ・運賃相当額が55,000円超                  55,000円                  ○交通用具等を使用している職員                  距離に応じて支給                  1箇月                  2,000円~31,600円</p>	1,280,593千円	104,607円
管理職手当	<p>○管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づいて支給                  ・支給額                  給料表の別に、職務の級及び区分に応じて、                  25,000円~137,700円                  再任用職員                  16,800円~115,900円</p>	同じ		948,738千円	696,577円
初任給調整手当	<p>○専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職員に支給                  (医師・歯科医師)                  採用後35年以内の期間、採用から1年経過ごとにその額を減じて支給                  ・支給額                  勤務する地域、採用からの年数に応じて                  月額                  414,800円~17,400円                  (獣医師)                  採用後15年以内の期間、採用から1年経過ごとにその額を減じて支給                  ・支給額                  採用からの年数に応じて                  月額 50,000円~5,500円</p>	異なる	獣医師を支給対象としている	65,957千円	1,782,622円

<p>特勤手当</p> <p>○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 ・支給額 給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額 1級地4%、2級地8%、3級地12%、4級地16%、5級地20%、6級地25%</p>	同じ		1,806千円	361,200円
<p>へき地手当</p> <p>○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する教員及び職員に支給 ・支給額 給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額 準ずる地域4%、1級地8%、2級地12%、3級地16%、4級地20%、5級地25%</p>			21,766千円	453,458円
<p>休日勤務手当</p> <p>○休日における正規の勤務時間内に勤務を命ぜられた職員の勤務した時間に対して、時間外勤務手当と同様の計算により支給 ・割増率 135/100</p>	同じ		387,885千円	384,807円
<p>夜間勤務手当</p> <p>○深夜(午後10時後翌日午前5時前)に正規の勤務時間として勤務をした時間について、時間外勤務手当と同様の計算により支給 ・割増率 25/100</p>	同じ		145,230千円	189,102円
<p>宿日直手当</p> <p>○正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務施設、用務内容及び勤務時間に応じて 1回2,200円～31,500円</p>	同じ		355,910千円	307,349円
<p>寒冷地手当</p> <p>○毎年11月から翌年3月までの各月の初日において寒冷地域等に在勤する職員に支給 ・職員の世帯等の状況に応じて 月額7,360円～17,800円</p>	同じ		824千円	74,909円
<p>定時制通信教育手当</p> <p>○高等学校の定時制・通信制に勤務する教育職員に支給 ・給料月額6～7% (管理職手当受給者は5%)</p>			36,472千円	301,421円
<p>産業教育手当</p> <p>○実習を伴う農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する高等学校の教員及び実習助手に支給 ・給料月額6～7% (定時制通信教育手当受給者は4%)</p>			48,333千円	333,331円
<p>農林漁業普及指導手当</p> <p>○農業、林業及び水産業の普及指導事業に従事する職員(普及指導員)に支給 ・行政職給料表の職務の級に応じて 月額16,000円～20,000円 (管理職手当受給者を除く。)</p>			19,134千円	294,369円

<p>義務教育等教員特別手当</p>	<p>○小中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に支給 ・職務の級及び号給に応じて月額2,000～8,000円</p>			<p>524,585千円</p>	<p>65,214円</p>
<p>単身赴任手当</p>	<p>○公署を異にする異動等により住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、異動等の前の住居から通勤することが困難と認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額30,000円 (職員の住居と配偶者の住居との距離(交通距離100～2,500km)に応じて月額8,000円～70,000円加算)</p>	<p>同じ</p>		<p>72,019千円</p>	<p>383,080円</p>
<p>管理職員特別勤務手当</p>	<p>○管理職手当を支給されている職員が、(1)臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合、(2)災害への対処その他臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 ・管理職手当支給区分及び勤務時間に応じて勤務1回あたり3,000円～18,000円</p>	<p>同じ</p>		<p>27,295千円</p>	<p>20,040円</p>
<p>災害派遣手当</p>	<p>○災害応急対策若しくは災害復旧又は復興計画の作成等のため、県内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて1日につき3,970円～6,620円</p>	<p>同じ</p>		<p>—</p>	<p>—</p>
<p>武力攻撃災害等派遣手当</p>	<p>○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を実施するため、県内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて1日につき3,970円～6,620円</p>	<p>同じ</p>		<p>—</p>	<p>—</p>
<p>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</p>	<p>○新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため、県内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて1日につき3,970円～6,620円</p>	<p>同じ</p>		<p>—</p>	<p>—</p>

## (12) 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

区 分			給 料 月 額 等
給料	知事		1,300,000円
	副知事		1,020,000円
報酬	議長		910,000円
	副議長		860,000円
	議 員		780,000円
期末手当	知事		(令和3年度支給割合) 3.35月分
	副知事		(令和3年度支給割合) 3.35月分
退職手当	知事		(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 130万円×在職月数×50/100 31,200,000円 任期毎
	副知事		102万円×在職月数×36/100 17,625,600円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 4 公営企業職員の状況

## 水道用水供給事業

## (1) 職員給与費の状況

## 決算(見込)

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和3年度	千円 5,300,236	千円 80,052	千円 451,606	% 8.5	% 7.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 令和2年度の都道府県 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3年度	人 49	千円 197,249	千円 48,121	千円 80,144	千円 325,514	千円 6,643	千円 6,790

(注) 1 職員手当には退職給付費を含んでいません。

2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数です。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含んでいません。

## (2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
石 川 県	46.1 歳	347,000 円	560,444 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

## (3) 職員の手当の状況

## ア 期末手当・勤勉手当

石 川 県	一 般 行 政 職	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,636 千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,575 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,611 千円

(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	/
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和4年4月1日現在)

石 川 県			一 般 行 政 職			団 体 平 均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額 (令和2年度) 15,011千円
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分	
1人当たり平均支給額 16,113千円			1人当たり平均支給額 3,515千円 21,961千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、退職者が少ないため過去5年間の平均額です。

なお、一般行政職については、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算見込)		3,660 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算見込)		130,716 円	
支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
金 沢 市	3 %	16 人	3 %
内 灘 町	3	0	3
上記以外の市町	0	32	0

エ 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算見込)		1,338 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算見込)		39,356 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度見込)		69.0 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度) 決算見込	左記職員に対する 支 給 単 価
特殊現場作業手当	水道用水供給事業の業務に従事する企業職員	地上又は水面上5m以上の足場の不安定な箇所におけるダム、橋りょう、水門等の作業、ダム又は洪水時の取水ダムにおける除じん作業、高圧活線作業等の特殊な現場における作業	1,041千円	日額 200円～1,080円
用地取得等交渉業務手当	水道用水供給事業の業務に従事する企業職員	現地において行う用地取得の交渉業務	12千円	日額 1,000円
夜間水道業務手当	水道事務所に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務が深夜(午後10時後翌日午前5時前)において行われる水道機器の運転、保守、監視等の業務	285千円	1回 1,000円

## オ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算見込)	17,143千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算見込)	399千円
支給実績(令和2年度決算)	12,203千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	271千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

## カ その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度) 決算見込	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和3年度) 決算見込
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 (行政職給料表9級職員等については、配偶者、父母等支給なし) ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人5,000円加算	同じ		5,332千円	231,826円
住居手当	○借家等居住者 ・家賃が月額22,000円以下の場合 家賃-10,000円 ・家賃が月額22,000円超の場合 (家賃-22,000円) ×1/2+12,000円 (最高支給限度額 28,000円)	同じ		4,820千円	301,218円
通勤手当	○交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ア 1箇月当たりの支給額 (最高支給限度額60,000円) ・運賃相当額が60,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が60,000円超 60,000円 イ 支給方法 支給単位期間に応じ支給単位期間の最初の月の給料支給日に一括して支給 (支給単位期間) ・定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合: 定期券の最長通用期間(6箇月限度)に相当する期間 ・回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合: 1箇月間 ○交通用具等を使用している職員 距離に応じて支給 1箇月 2,200円~44,600円	同じ		5,689千円	118,531円

管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づいて支給 ・支給額 給料表の別に、職務の級及び区分に応じて、 25,000円～137,700円 再任用職員 16,800円～115,900円	同じ		4,278千円	713,000円
初任給調整手当	○特殊な専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別な事情があると認められる職に新たに採用される職員に対して支給	同じ		—	—
特勤手当	○生活の著しく不便な地に所在する事業所に勤務する職員に支給 ・支給額 給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額 1級地4%、2級地8%、3級地12%、4級地16%、5級地20%、6級地25%	同じ		—	—
夜間勤務手当	○深夜(午後10時後翌日午前5時前)に正規の勤務時間として勤務をした時間について、時間外勤務手当と同様の計算により支給 ・割増率 25/100	同じ		1,025千円	78,816円
宿日直手当	○正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う機器等の監視、管理を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務時間に応じて 1回2,525円～5,050円	異なる	○正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務施設、用務内容及び勤務時間に応じて 1回2,100円～30,000円	1,708千円	106,718円
寒冷地手当	○毎年11月から翌年3月までの各月の初日において寒冷地域等に在勤する職員に支給 ・職員の世帯等の状況に応じて 月額7,360円～17,800円	同じ		—	—
単身赴任手当	○公署を異にする異動等により住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、異動等の前の住居から通勤することが困難と認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額30,000円 (職員の住居と配偶者の住居との距離(交通距離100～2,500km)に応じて月額8,000円～70,000円加算)	同じ		360千円	360,000円

管理職員 特別勤務 手 当	○管理職手当を支給されている職員が、(1)臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合、(2)災害への対処その他臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 ・管理職手当支給区分及び勤務時間に応じて 勤務1回あたり 3,000円～18,000円	同じ	49千円	16,433円
---------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----	------	---------

## 5 勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1) 勤務時間の状況

職員の勤務時間は、原則として次のとおりです。

なお、本庁及び一部の出先機関においては、通勤混雑の緩和等を図るため時差通勤を実施しています。

勤 務 時 間	8：30～17：15又は9：00～17：45
休 憩 時 間	12：00～13：00

(注) 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員（病院、各種施設、学校、警察本部等）は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

## (2) 休暇の取得状況

職員の主な休暇は、次のとおりです。

なお、職員の休暇は、石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和32年石川県条例第38号）及び石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和32年石川県人事委員会規則第4号）により定められています。

区 分	期 間	令和3年(度)の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
年 次 休 暇	1暦年につき20日	平均取得日数 11.4日	平均取得日数 10.3日	平均取得日数 11.9日
夏 季 休 暇	1暦年につき5日以内	平均取得日数 4.6日	平均取得日数 4.9日	平均取得日数 4.9日
ボランティア休暇	1暦年につき5日以内	取得者 3人	取得者 6人	—
家族の看護休暇	原則、1暦年につき5日以内	取得者 614人	取得者 1,840人	取得者 397人
育 児 時 間	1日2回 各45分以内	取得者 85人	取得者 58人	取得者 11人
病 気 休 暇	原則、90日以内	取得者 171人	取得者 419人	取得者 26人
介 護 休 暇	6月以内	取得者 2人	取得者 7人	—

(注) 病気休暇及び介護休暇の取得者数は、令和3年度に休暇を開始した者の人数です。

## 6 休業に関する状況

職員の休業制度は、次のとおりです。

なお、職員の休業制度は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）等の法律、条例及び規則により定められています。



(1) 育児休業等の取得状況

区 分	期 間	令和3年度の取得状況等			
		知事部局等	教育委員会	警察本部	
令和3年度中に子が出生した職員数	—	男	103 人	192 人	129 人
		女	97	221	18
		計	200	413	147
育 児 休 業	子が3歳に達する日まで	男	31	28	6
		女	97	221	18
		計	128	249	24
部 分 休 業	子が小学校就学の始期に達する日まで	男	—	—	—
		女	32	42	8
		計	32	42	8
育児短時間勤務	子が小学校就学の始期に達する日まで	男	1	1	—
		女	16	9	—
		計	17	10	—

(注) 育児休業等の取得者数は、令和3年度に休業等を開始した者の人数です。

(2) 修学部分休業等の取得状況

区 分	期 間	令和3年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
修学部分休業	2年以内	— 人	— 人	— 人
高齢者部分休業	定年から5年減じた年齢に達した日の属する年度の翌年度4月1日以降	—	—	—
自己啓発等休業	大学等課程の履修 原則2年以内 国際貢献活動 3年以内	1	1	—
配偶者同行休業	3年以内	—	3	—

(注) 修学部分休業等の取得者数は、令和3年度に休業を開始した者の人数です。

7 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

地方公務員法では、勤務成績が良くない場合、心身の故障により職務遂行に支障がある等の場合、職に必要な適格性を欠く場合又は職制等の改廃等により過員等を生じた場合のいずれかに、職員が該当するときは、分限処分として、その意に反して、職員を降任し、又は免職することができることになっています。

また、心身の故障のため、長期休養をする場合又は刑事事件に関し起訴された場合のいずれかに、職員が該当するときは、分限処分として、その意に反して、職員を休職することができます。

令和3年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
知 事 部 局 等	— 人	— 人	28 人	— 人	28 人
教 育 委 員 会	—	—	56	—	56
警 察 本 部	—	—	6	—	6
計	—	—	90	—	90

(2) 懲戒処分の状況

地方公務員法では、職員が、法令に違反した場合、職務上の義務に違反した場合又は職務を怠った場合若しくは全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合には、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができることになっています。

令和3年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知 事 部 局 等	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人
教 育 委 員 会	2	—	—	3	5
警 察 本 部	1	—	—	—	1
計	3	—	—	3	6

## 8 服務の状況

## (1) 職務に専念する義務の免除

職員には、その勤務時間中において、職務に専念する義務（地方公務員法第35条）がありますが、法律又は条例に特別の定めがある場合は、その免除が認められています。

令和3年度における職務専念義務免除の状況は、次のとおりです。

職 務 専 念 義 務 免 除 理 由	令 和 3 年 度 の 免 除 件 数		
	知 事 部 局 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部
研修を受ける場合 (教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条第2項に規定する場合等)	— 件	99 件	4 件
厚生に関する計画の実施に参加する場合(健康管理事業等への参加)	2,221	1,555	1,167
公務災害補償に関する審査を申し立て、又はその審査に出頭する場合	—	—	—
職員団体の代表者として、当局と交渉を行う場合	127	13	—
勤務条件に関する措置を要求し、又はその審理に出頭する場合	—	—	—
国又は地方公共団体の公務員としての職若しくは、その他の団体の役員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	—	13	—
県が設立に参画し、その運営に当たって必要な援助を与えることとされている公社、団体等の職員を兼ね、その職に属する事務を行う場合	168	10	—
人事委員会が特に適当と認める場合(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等)	2,366	4,774	3,317
計	4,882	6,464	4,488

(注) 教育委員会の項の件数には、県費負担教職員の数は含まない。

## (2) 営利企業等の従事に関する許可

職員は、地方公務員法第38条第1項及び第2項の規定に基づき、その職員の占めている職位と当該業務との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、かつその業務に従事しても職務の遂行に支障がないと認める場合その他地方公務員法の精神に反しないと認められる場合に限り、任命権者の許可を得て、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て他の事業若しくは事務に従事することができます。

なお、令和3年度の許可件数は、次のとおりです。

知 事 部 局 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部
31 件	22 件	3 件

(注) 教育委員会の項の件数には、県費負担教職員の数は含まない。

## 9 退職管理の状況

地方公務員法が一部改正(平成28年4月1日施行)され、職員の退職管理に関する規定が設けられたことに伴い、再就職状況の届出等について定めた条例を制定したほか、職員の退職管理の適正を確保し、職務の公正な執行及び公務に対する県民の信頼を確保していくため、以下の取り組みを行っています。

## (1) 地方公務員法における規制概要

再就職者が、離職前の職務に属する契約等事務(契約のほか、許認可等の行政手続法第2条第2号に規定される処分を含む。)について、職員に対して依頼等を行うことが禁止されています。

依頼等は、原則として離職前5年間の職務に属する契約等事務のうち再就職先等と関連があるものについて、

離職後2年間禁止されており、違反した場合には、刑事罰等が科されます。

なお、離職前に部長の職にあった者は、部長に就任して以降の職務に属する契約等事務が規制の対象となっています。

(2) 条例等における規制概要

地方公務員法による規制に加え、条例等により以下の規制を導入しています。

- 離職前に課長以上であった元職員に対して、課長以上の職に就任して以降の職務に属する契約等事務のうち再就職先等と関連があるものについて、離職後2年間、依頼等を行うことを禁止
- 離職前に課長以上であった元職員であって、離職後2年経過していない者（離職後に県に再度任用される者等を除く。）に対して、再就職状況の届出を義務付け
- 元職員から届出のあった内容については、取りまとめて、県のホームページにおいて公表

10 研修の状況

職員の資質及び能力の向上を図り、行政需要に的確に対応できる職員を養成し、もって効率的で県民に信頼される行政の推進に資することを目的に、次のとおり研修を実施しています。

令和3年度職員研修実施状況

(1) 知事部局等

区 分	内 訳 (主なもの)	受講者の 延べ人数
能力開発研修	政策形成研修、中堅女性職員キャリア支援研修、ネゴシエーションスキル向上研修、説明力向上研修、文書作成力研修、データの見方・活かし方研修	602
階層別研修	初任者研修、2年目フォローアップ研修、4年目企画立案研修、5年目キャリアデザイン研修、新任係長研修、新任GL研修、新任課長補佐研修、新任課長研修、再任用職員研修	1,358
ナレッジ研修	法制執務講座、公益法人会計講座、はじめての議会用務実務講座	132
情報化研修	情報セキュリティ研修、Word研修、Excel研修、ホームページ担当者・管理者研修	221
派遣研修	専門技術派遣研修、海外派遣研修、民間企業等長期派遣研修	26
計		2,339

(2) 教育委員会

区 分	内 訳 (主なもの)	受講者の 延べ人数	
基 本 研 修	初任者研修	初任者共通研修(石川の学校教育、人権教育、安全教育、働き方改革、ストレスマネジメント、集団づくり、危機管理、ふるさと教育)、学習指導、道徳教育、特別活動、学級経営、キャリア教育、生徒指導等、新規採用幼稚園教員等研修(58講座)	2,856
	3年目研修	3年目共通研修(生徒指導、服務、いじめ不登校の未然防止、特別支援教育、キャリア教育等)、学習指導、選択研修等(12講座)	823
	6年目研修	6年目共通研修(生徒指導、人権教育、学年・学級経営)、学習指導、選択研修等(16講座)	781
	中堅教諭等資質向上研修	中堅共通研修(最新の教育事情、人権教育)、学習指導、生徒指導、学校組織マネジメント、選択研修等(含養護)(27講座)	1,320
	21年目研修	養護教諭 保健室経営(1講座)	6
組 織 力 向 上 研 修	学校リーダー養成研修	小学校、中学校、県立学校(高等学校、特別支援学校)(1講座)	94
	教科指導リーダー養成研修	小学校(国語・社会・算数・理科・外国語)、中学校(数学・技術・外国語)、中高(美術・家庭)、高等学校(数学・保健体育・外国語・商業)、特別支援学校(小学部・高等部)(3講座)	219
	学力向上推進研修	「組織的な授業研究」推進研修(1講座)	289

職務別研修	管理職研修	校長研修、副校長研修、教頭研修、部主事研修、管理職選択研修(10講座)	576
	主任等研修	新任主任等研修、新任教務主任研修、新任保健主事研修、生徒指導主事研修、進路指導主事研修(5講座)	718
	担当者研修	外国語教育指導者(ALT)研修、体育実技指導者研修、特別支援教育担当者研修、教育相談担当者研修、健康・安全教育担当者研修、複式教育担当者研修、道徳教育推進教師研修(小中特・高)、キャリア教育担当者研修(小)、人権教育担当者研修(含 拉致被害者問題)、プログラミング教育担当者研修(高)、若手研修コーディネーター研修(高特)、外国人児童生徒等に対する日本語指導担当者研修(24講座)	2,535
特別研修1	GIGAスクール対応研修	GIGA校長研修、GIGA副校長・教頭・部主事研修、GIGA校内研修推進リーダー研修、新たな授業づくり研修(4講座)	6,194
	特別フォローアップ研修	コロナ禍に係る2年目フォローアップ研修(3講座)	433
研修2別	特別研修(臨時)	1人1台端末活用スキル研修(1講座)	128
研修希望	教科等研修	教科等研修I(小中高特:51講座)、教科等研修II(小中高特:13講座)	899
	教育課題研修	学習指導、生徒指導、特別支援教育、学校組織マネジメント等(32講座)	1,110
希望研修	喫緊の課題研修	GIGAスクール構想の実現、学び続ける教員、SOSの受け止め方、最新の著作権、消費者教育、キャリア教育、ワークスタイル、コミュニケーション、次世代教育、総合的な学習(探究)の時間、人権教育、学力向上(11講座)	109
資質向上研修	派遣研修	中央派遣研修、産業教育研修(2講座)	105
	担当者養成研修	カウンセラー教員養成研修、特別支援教育相談養成研修(2講座)	27
	ステップアップ研修	児童生徒理解と児童生徒指導、授業プランの作成等(1講座)	16
	指導改善研修	指導改善のための1年間の研修(1講座)	2
自主研修サポート		指導主事派遣サポート、金大連携サポート等	2,504
GIGA出前サポート		GIGA出前サポート等	2,486
計			24,230

## (3) 警察本部

区 分	内 訳	受講者の延べ人数	
警察大学校	警察運営科、警部任用科、研究科、課長補佐任用科、教官養成科、専科、指定職種任用科、国際警察センター、法科学研修所等	80 <sup>人</sup>	
管 区	中部管区	警部補任用科、巡查部長任用科、係長任用科、主任任用科、専科	90
警察学校	その他	専科	28
石川県警察学校	初任科、初任補修科、一般職員初任科、専科等	422	
マネジメント研修	企業派遣研修	—	
計			620

## 11 職員の福祉及び利益の保護の状況

## (1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、令和3年度の状況は、次のとおりです。

区分	主な項目	対象者等	実施状況		
			知事部局等	教育委員会	警察本部
健康管理事業	定期健康診断	全職員	3,179人	2,271人	1,297人
	特殊業務従事者健康診断	特殊業務従事者	1,599	—	690
	各種生活習慣病健康診断	希望職員等	4,140	2,748	—
	各種健康管理研修	指定職員等	169	511	237
その他	生涯生活設計セミナー	指定年齢職員	95	174	210

(注) 健康管理事業における教育委員会の項の職員数には、県費負担教職員の数は含まない。

(2) 共済組合制度の状況

社会保険制度の一環として相互救済による共済組合制度を実施しており、令和3年度の主な事業の状況は、次のとおりです。

この財源は、職員(組合員)の掛金と事業主である地方公共団体の負担金で賄われています。

ア 保健事業

主な項目	対象者	実施状況		
		地方職員共済組合	公立学校共済組合	警察共済組合
人間ドック	希望職員等	2,296人	3,716人	1,078人
女性がん検診	希望職員	84人	1,838人	80人
保養所等利用助成	職員、家族	6件	—	—

イ 給付事業

区分	主な内容	給付の状況					
		地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
保健給付	療養の給付 高額療養費 出産費	92,463件	1,026,803千円	186,868件	2,223,641千円	53,464件	595,141千円
休給業付	傷病手当金 育児休業手当金	1,337	218,508	2,849	490,779	290	44,721
災給害付	災害見舞金	1	410	2	2,490	—	—
附加給付等	出産費附加金 傷病手当金附加金 一部負担金払戻 家族療養費	682	23,667	2,122	67,425	415	14,393
	計	94,483	1,269,388	191,841	2,784,335	54,169	654,255

(3) 公務災害の認定状況

職員が公務遂行中及び通勤中に負傷したり、公務が原因となって発症した疾病など公務上の災害として認定した令和3年度の件数は、次のとおりです。

区分	知事部局等	教育委員会	警察本部
公務災害認定	20件	83件	14件
通勤災害認定	3件	4件	1件

第2 人事委員会の業務の状況

人事委員会から報告された令和3年度の業務の状況について公表します。

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員採用候補者試験の状況

ア 職員採用候補者試験の実施日程(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

試験名	試験公告	受付期間	試験の実施期日及び場所		1次合格発表	最終合格発表
			第1次試験	第2次試験		
大学卒程度	5月12日	5月12日 ～ 5月31日	6月20日 (県立金沢二水高校) (東京文具共和会館) (国民會館 武藤記念ホール)	7月26日 7月27日 7月28日 7月29日 8月2日 8月3日 (県庁舎)	7月14日	8月17日
大学卒程度 (特別募集)	11月4日	11月4日 ～ 11月24日	12月5日 (金沢市文化ホール) (東京文具共和会館)	1月17日 (県庁舎)	12月21日	1月28日
職務経験者	7月6日	8月2日 ～ 8月31日	9月26日 (県立金沢泉丘高校) (都道府県会館)	11月16日 (県庁舎)	10月28日	12月13日
高校・短大卒程度 短大卒程度 臨床検査技師 就職氷河期	7月6日	8月2日 ～ 8月31日	9月26日 (県立金沢泉丘高校) (七尾商工会議所)	10月29日 (県庁舎)	10月15日	11月18日
障害者対象	7月6日	8月2日 ～ 9月24日	10月31日 (野々市市交遊舎) (七尾商工会議所)	11月29日 (県庁舎)	11月17日	12月13日
警察官A	5月12日	5月19日 ～ 6月11日	7月11日 (県立金沢伏見高校) (東京文具共和会館) (天満研修センター) 7月17日 (県警察学校)	8月24日 8月25日 8月26日 (県庁舎)	8月3日	9月10日
警察官B	7月6日	8月2日 ～ 8月31日	9月19日 (県地場産業振興センター) (七尾市勤労者総合 福祉センター) 10月2日 (県警察学校)	10月27日 10月28日 (県庁舎)	10月15日	11月18日

イ 職員採用候補者試験の実施結果

試験名	試験区分	採用 予定 人員 (公告時)	第1次試験							第2次試験		最終 合格者 数	最終 倍率
			申込 者数	申込 倍率	受験 者数	受験 率	合格 者数	一 次 倍率	受験 者数	受験 率			
			式	a	b	b/a	c	c/b	d	c/d	e		
単位	人程度	人	倍	人	%	人	倍	人	%	人	倍		
行政 心理 精神保健福祉士	政	45	290	6.4	220	75.9	75	2.9	71	94.7	57	3.9	
	理	4	17	4.3	13	76.5	8	1.6	8	100.0	4	3.3	
	士	1	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	

大学卒程度	福 祉	4	18	4.5	13	72.2	6	2.2	6	100.0	4	3.3
	農学(農業・畜産)	8	19	2.4	14	73.7	8	1.8	7	87.5	6	2.3
	林 学	6	8	1.3	5	62.5	3	1.7	1	33.3	1	5.0
	水 産	3	10	3.3	7	70.0	6	1.2	6	100.0	3	2.3
	総 合 土 木	18	32	1.8	29	90.6	23	1.3	22	95.7	18	1.6
	建 築	1	9	9.0	5	55.6	3	1.7	3	100.0	1	5.0
	造 園	2	2	1.0	1	50.0	1	1.0	1	100.0	1	1.0
	機 械	1	5	5.0	5	100.0	3	1.7	2	66.7	1	5.0
	総 合 化 学	3	12	4.0	11	91.7	6	1.8	6	100.0	3	3.7
	保 健 師	6	10	1.7	9	90.0	7	1.3	7	100.0	6	1.5
警 察 法 医	1	7	7.0	4	57.1	3	1.3	3	100.0	1	4.0	
計		103	439	4.3	336	76.5	152	2.2	143	94.1	106	3.2
大学卒程度 (特別募集)	林 学	5	12	2.4	10	83.3	6	1.7	5	83.3	3	3.3
職務経験者	行 政	5	65	13.0	54	83.1	10	5.4	9	90.0	7	7.7
	行 政(情報)	若干名	11	—	11	100.0	5	2.2	5	100.0	3	3.7
	心 理	1	3	3.0	3	100.0	3	1.0	3	100.0	2	1.5
	福 祉	2	1	0.5	0	0.0	0	—	0	—	0	—
	保 育 士	1	7	7.0	6	85.7	3	2.0	2	66.7	1	6.0
	総 合 土 木	2	4	2.0	4	100.0	4	1.0	4	100.0	2	2.0
	機 械	1	2	2.0	1	50.0	1	1.0	1	100.0	0	—
電 気	1	4	4.0	3	75.0	3	1.0	3	100.0	2	1.5	
計		13	97	7.5	82	84.5	29	2.8	27	93.1	17	4.8
高校・短大 卒 程 度	行 政	5	56	11.2	49	87.5	16	3.1	15	93.8	8	6.1
	小中学校事務職員A	4	21	5.3	20	95.2	8	2.5	8	100.0	4	5.0
	小中学校事務職員B	2	18	9.0	15	83.3	4	3.8	4	100.0	2	7.5
計		11	95	8.6	84	88.4	28	3.0	27	96.4	14	6.0
短大卒程度	総 合 土 木	2	3	1.5	2	66.7	2	1.0	2	100.0	2	1.0
臨 床 検 査 技 師		3	8	2.7	6	75.0	6	1.0	5	83.3	3	2.0
就職氷河期	行 政	若干名	166	—	119	71.7	11	10.8	11	100.0	5	23.8
障害者対象	行 政	4	40	10.0	27	67.5	9	3.0	8	88.9	3	9.0
	小中学校事務職員	2	5	2.5	5	100.0	4	1.3	4	100.0	1	5.0
計		6	45	7.5	32	71.1	13	2.5	12	92.3	4	8.0
警 察 官 A	警 察 官 A	35	191	5.5	136	71.2	91	1.5	74	81.3	43	3.2
	警察官A(武道指導)	1	1	1.0	1	100.0	0	—	0	—	0	—
	女性警察官A	5	59	11.8	41	69.5	22	1.9	17	77.3	8	5.1
計		41	251	6.1	178	70.9	113	1.6	91	80.5	51	3.5
警 察 官 B ※	警 察 官 B ※	17	85	5.0	77	90.6	48	1.6	47	97.9	20	3.9
	警察官B(武道指導)	1	1	1.0	1	100.0	1	1.0	1	100.0	1	1.0
	女性警察官B	3	42	14.0	39	92.9	16	2.4	15	93.8	5	7.8
計		21	128	6.1	117	91.4	65	1.8	63	96.9	26	4.5
合 計		205	1,244	6.1	966	77.7	425	2.3	386	90.8	231	4.2

(注) ※については第1志望が石川県の者についての数値です。

(2) 職員の選考採用の状況

令和3年度における職員の選考採用の状況は次のようになります。

ア 職員の任用に関する規則(昭和27年人事委員会規則第4号)第5条第1号から第7号まで関係

職		選 考 人 員			
		知事部局等	教育委員会	警察本部	計
組 織 上 の 地 位	部 長 級	2 人	— 人	— 人	2 人
	次 長 級	1	—	—	1
	課 長 級	1	4	—	5
	担 当 課 長 級	1	—	—	1
	課 参 事 級	—	3	—	3
	課 長 補 佐 級	2	10	—	12
	係 長 級	1	6	—	7
	主 任 主 事	1	—	—	1
	主 事	2	1	—	3
	付	1	—	—	1
警 察 官 の 階 級	警 視	—	—	3	3
	警 部	—	—	3	3
	警 部 補	—	—	4	4
	巡 査 部 長	—	—	4	4
	巡 査	—	—	2	2
計		12	24	16	52

## イ 職員の任用に関する規則第5条第8号から第11号まで関係

職		選 考 人 員			
		知事部局等	教育委員会	警察本部	計
医 師	31 人	— 人	— 人	31 人	
薬 剤 師	7	—	—	7	
獣 医 師	4	—	—	4	
看 護 師	57	—	—	57	
助 産 師	2	—	—	2	
保 健 師	2	—	—	2	
診 療 放 射 線 技 師	3	—	—	3	
臨 床 工 学 技 師	2	—	—	2	
司 書	2	—	—	2	
研 究 員 (機 械)	1	—	—	1	
研 究 員 (電 気)	1	—	—	1	
研 究 員 (産 業 意 匠)	1	—	—	1	
職 業 訓 練 指 導 員	1	—	—	1	
畜 産	2	—	—	2	
海 技 士	4	—	—	4	
農 業 技 術	1	—	—	1	
畜 産 技 術	1	—	—	1	
造 園	1	—	—	1	
埋 蔵 文 化 財 専 門 調 査 員	—	3	—	3	
計	123	3	0	126	

(注) 医師については、委任を受けた任命権者が実施しています。

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

石川県人事委員会では、令和3年10月18日、石川県議会議長及び石川県知事に対し、次のとおり給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告を行いました。

(報告及び勧告全文については、石川県人事委員会ホームページに掲載してあります。)



## (1) 令和3年4月の公民の給与較差に基づく給与改定分

- ア 〈月 例 給〉 公民較差が国と同様極めて小さい(△0.01%)ことから、改定なし
- イ 〈期末・勤勉手当〉 年間支給割合を引下げ(△0.15月:4.45月分→4.30月分)
- ウ 〈実 施 時 期〉 条例の公布の日

## (2) 今後の検討課題(報告)

- ア 人材の確保及び育成等
- イ 仕事と生活の両立支援(ワーク・ライフ・バランスの推進)
- ウ メンタルヘルス対策の推進等
- エ 長時間労働の是正
- オ 高齢期の雇用問題

## 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和3年度における係属件数はありません。

## 4 不利益処分に関する審査請求の状況

令和3年度における係属件数はありません。

